

— 第2号 —

「産業廃棄物最終処分場」について みんなで考えてみませんか？

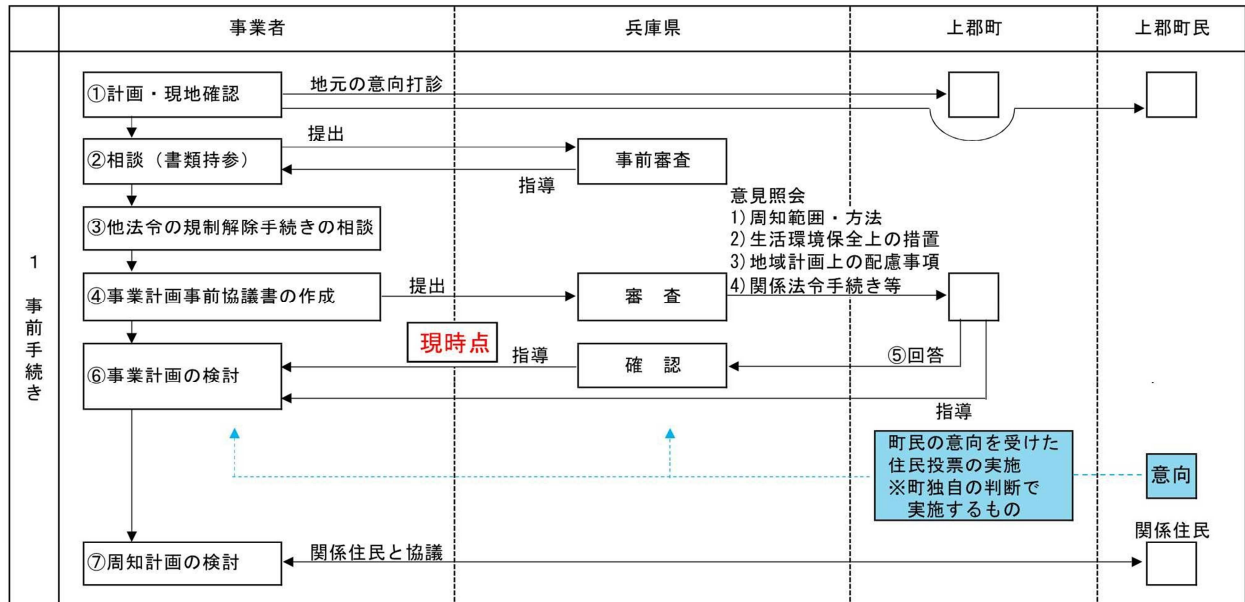
第1号（令和3年12月15日発行）に引き続き、本号では、赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置に必要な手続きについて解説します。（第3号では、計画施設の概要をお知らせする予定です）

産業廃棄物最終処分場建設計画の賛否を問う住民投票は、この夏の参議院選挙に合わせて実施する予定です。

多くの方々に関心を持っていただき、必ず投票していただきたいと考えています。

●産業廃棄物最終処分場の設置許可取得には、下図及び次ページの1. 2. 3. の順で手続きが必要です。

図：事務手続き手順（フロー図）



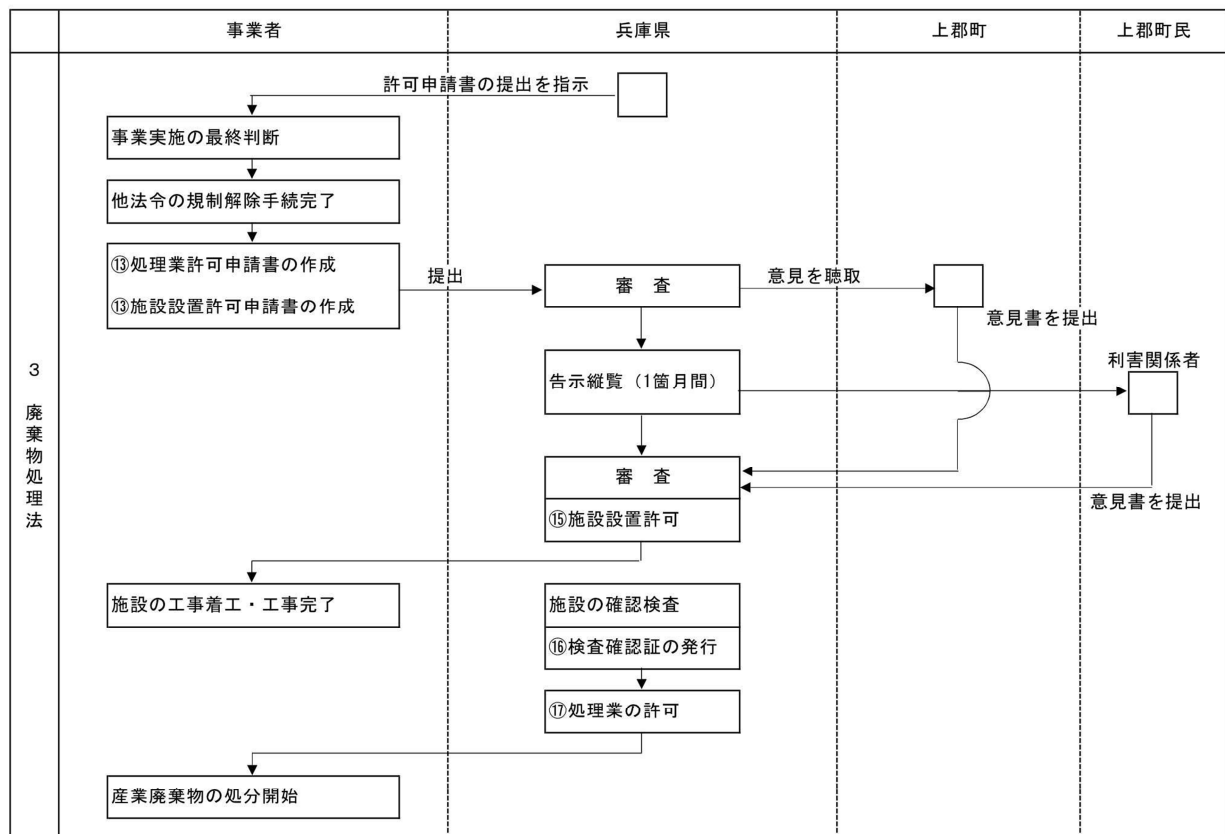
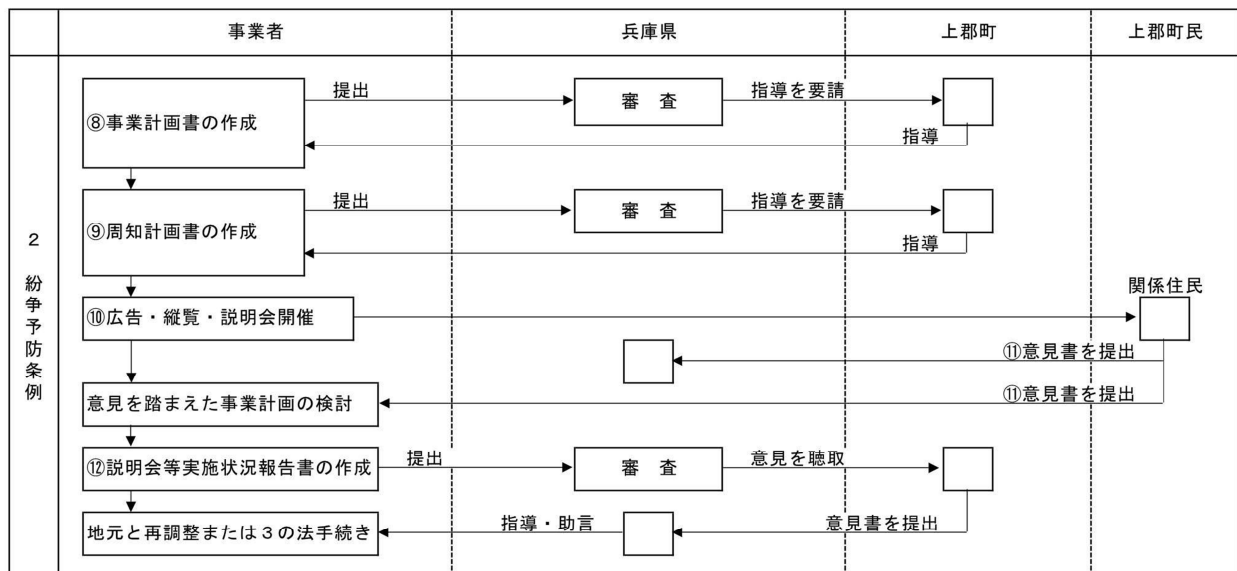
出典 兵庫県資料より作成（青色部分は上郡町が追加）

【現在の状況】

●現在の状況は、フロー図1 法律の手続きに先立って行われる事前手続きの現時点と表示しているところです。今後、上郡町としては、本年実施する住民投票の結果に基づいて、申請者（事業者）に意見を述べたり、指導をしていくことになります。

●県は、事業者が提出した事業計画事前協議書に明確でない点があることから、処分場が環境に及ぼす影響などを説明する追加資料の提出を事業者に求めています。具体的には、処理水の放流による河川や地下水の流れへの影響、処分場の擁壁、排水設備などの構造や維持管理の方法、さらに豪雨の際に想定される最大降水量に対応できる能力があるかどうかなどです。

また、本計画は山林を造成して処分場を設置する計画であることから、これに関連する都市計画法・建築基準法・森林法・道路法・総合治水条例など、フロー図には記載がない他法令や基準に適合するよう指摘がありました。



出典 兵庫県資料より

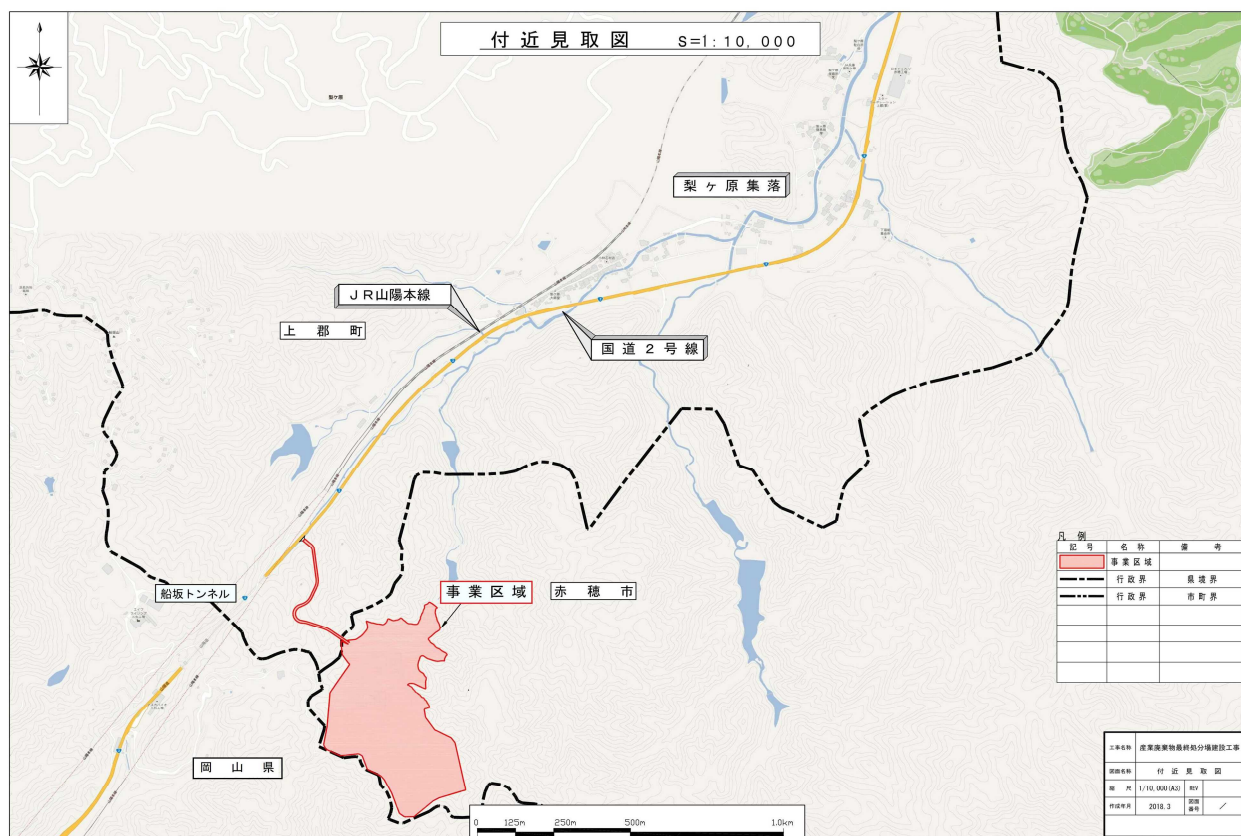
事業者が産業廃棄物の処理施設を設置する際に、3の法律の手続きに入る前に地域住民との間での合意形成を図るため、兵庫県では「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」（図では、「紛争予防条例」と表記）が定められています。

●施設の設置許可等とは別に、兵庫県の環境影響評価に関する条例の対象になっていますので、環境影響評価に関する条例に基づく手続きが必要です。

●産業廃棄物最終処分場についてのQ&A

Q. 1 建設が計画されている場所はどこですか

A. 1 付近見取図の赤線で囲まれている場所です。



Q. 2 進入路はどこですか

A. 2 上郡町を通る国道2号線梨ヶ原地区から車両が進入する計画です。その他町内どのルートを経由して運搬車両が走るのかは明らかではありません。有識者会議※では、進入路付近での交通渋滞を防ぐ策や、通学時間帯や周辺道路交通量への影響を配慮した運行計画を求める必要があると指摘しています。

※有識者会議とは、赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の建設計画に伴う諸法令等の手続きにおいて、町に求められる指導、意見等に対し、専門的見地から助言等を求めるために町が設置した会議です。

Q. 3 建設には上郡町の同意は必要ないのですか

A. 3 現在は、建設計画がどのようなものかを事前に確認する事前協議の段階にあります。フロー図で示したように県から町に対し意見を聴く機会として、意見照会があります。

また、処分場の建設には、都市計画法、森林法、道路法をはじめ関係する法令や基準に適合する必要があります。これらの法令の中には上郡町の同意が必要なものがあります。

Q. 4 台風や集中豪雨の時に大丈夫ですか

A. 4 広大な処分場に降り浸透した雨は、調整池で水質や水量の変動を調整してから浸出液処理設備で排水処理が行われた後、河川に放流されます。これらの設備は、全国的に活用されている設計要領※に基づき、直近20年間（埋立期間）の降水量データに基づいて設計されますが、近年の豪雨頻度の増加を考えると集中豪雨があっても被害を受けないような調整池・浸出液処理設備の設計・施工が必要です。

上郡町は、各地で毎年のように発生する豪雨被害に鑑み、処分場の対応能力について不安がある旨の意見書を提出しました。現在、県が事業者追加の説明資料の提出を求めています。

※「廃棄物最終処分場整備計画・設計・管理要領（2010改正版）」（公益社団法人全国都市清掃会議）

Q. 5 放射性廃棄物が持ち込まれる可能性はありますか

A. 5 東日本大震災以降、8,000 ベクレル/kg（国の基準値）以下の放射性廃棄物は、改正後の法令※に基づく技術等の基準等を遵守すれば、このたび計画されているような管理型の産業廃棄物最終処分場で処分が可能となりました。処分場の建設後に放射性廃棄物を持ち込処分する場合、あらためて県や町の許可を取得する必要はありません。

なお、事業者の事業計画事前協議書には、放射性廃棄物は記載されていません。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律、放射性物質汚染対処特措法

Q. 6 フロー図2⑩の「説明会開催」の対象となる住民は誰ですか

A. 6 上郡町として兵庫県西播磨県民局に意見書を提出していますが、対象となる住民（関係住民）の範囲については、現在、同県民局で検討中であり、まだ決定していません。

Q. 7 手続きに期限はあるのですか

A. 7 フロー図2の紛争予防条例の目的の1つは、法手続きに先立って事業者と地域住民との間で合意形成を図ることであり、手続き完了についての期限は設けられていません。

次回は、計画されている最終処分場の概要等について説明します。

発行日 令和4年3月15日
発行 上郡町住民課 環境衛生係
TEL 0791-52-1115
FAX 0791-52-6490
Mail jyumin@town.kamigori.lg.jp

